

十一 初期利子

いて取得する者が非居住者又は
外国法人である場合は、又は
前記(一)の算式により算出した
金額に当該非居住者又は外国
法人が適用を受けた所得税の
税率を乗じた金額を控除す
ることができ。イ 発行時に
一 発行時において、登録(一
に 関する省令(昭和五十五
年 大蔵省令第四号)第二十五
第 二号に規定する一 括登録
を いう。以下同じ。)を除く
。以下同じ。)がされてい
る 国債の利子に係る所得税
が 源泉徴収される者の記名
に により登録されるもの。
ロ 発行時において、その利
子 に係る所得税が源泉徴収
さ れる一 括登録に係る口座
に 混蔵寄託されるもの。
ハ 発行時において、登録又
は 一 括登録されないもの
(発行時において、所得税
法 第十條、第十一條若しくは
法 第七十六條第一項又は
租 税特別措置法第四條、第
四 條の二、第四條の三若し
く は 第九條の三第二項に規
定 する利子の非課税に係る
要 件を満たすものを除く。
平 成十五年四月二十日を支払期
と し、次の算式により算出した
金 額を支払う。ただし、支払期
が 銀行休業日に当たるときは、

その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十二	第二期以後の利子	毎年四月二十日及び十月二十日を以て、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十三	償還金限額	平成十六年十月二十日
十四	償還金額	額面金額百円につき百円
十五	元利金支払場所	日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局
十六	募集期間	平成十四年十月四日から平成十四年十月十五日まで
十七	払込期日	平成十四年十月二十一日